

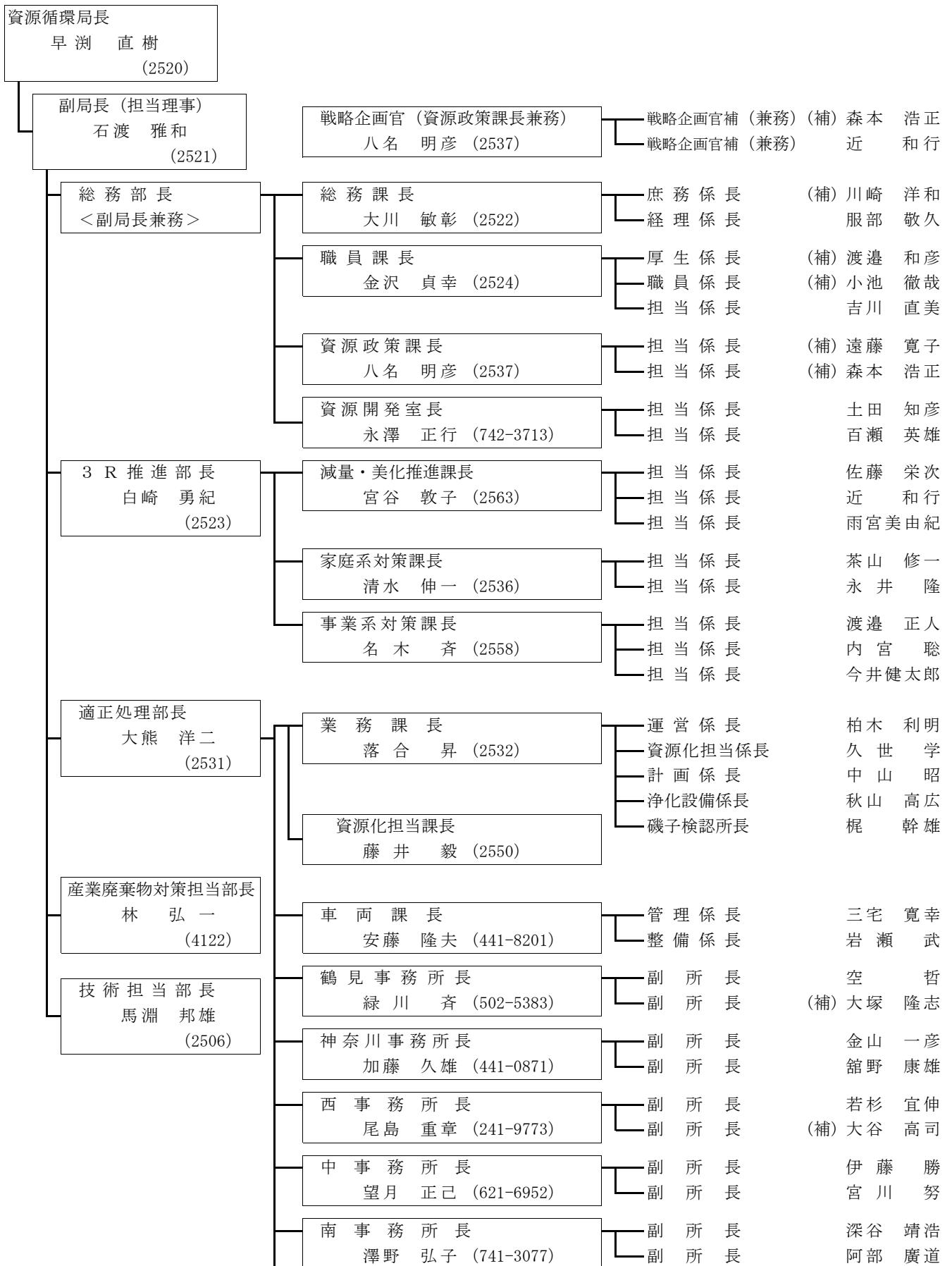
機構図及び事務分掌

平成21年6月3日

資源循環局

資源循環局機構図

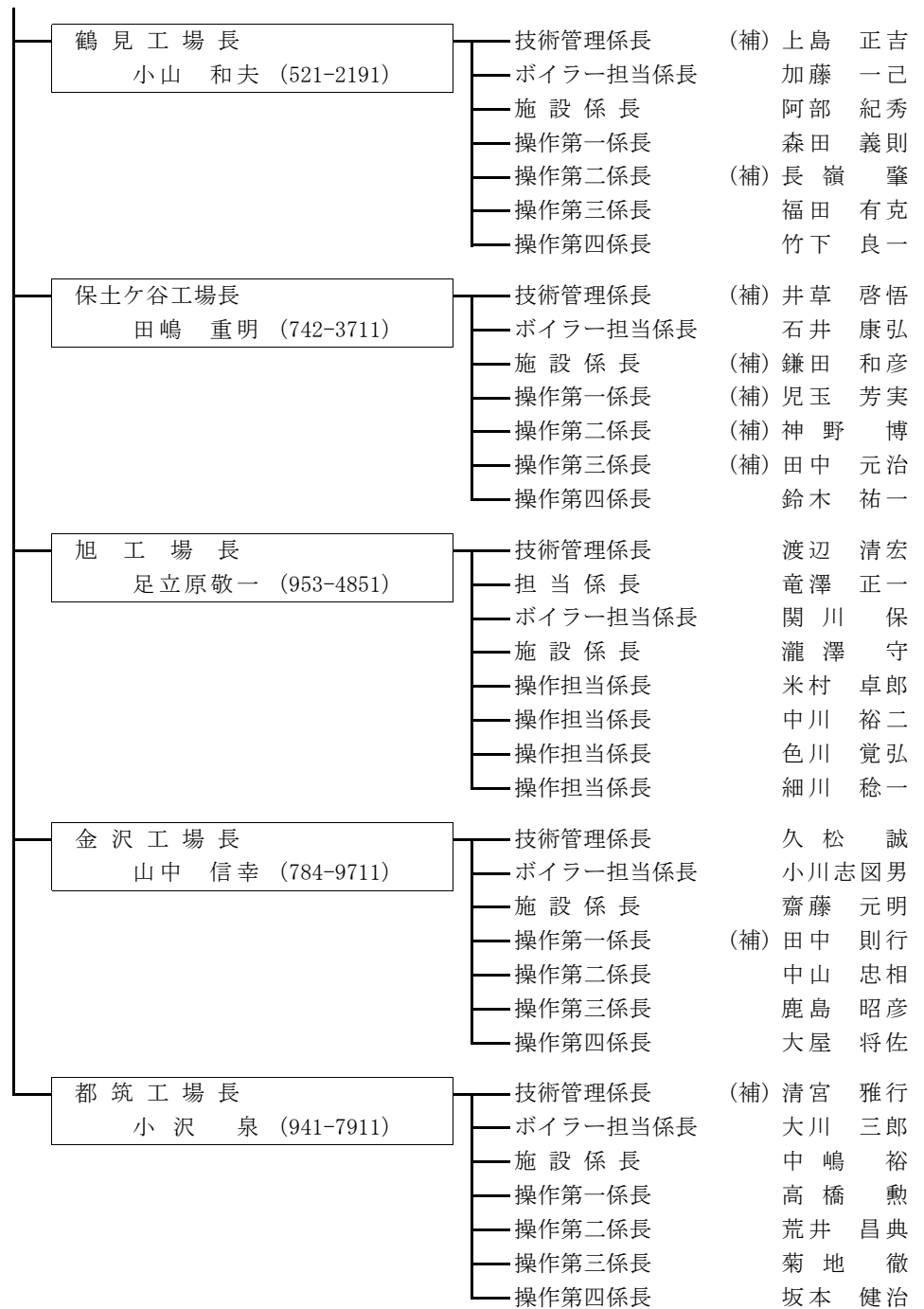
(補)は課長補佐



(適正処理部)

港南事務所長 鈴木 明 (832-0135)	副 所 長 副 所 長	安藤 久男 青木 雅徳
保土ヶ谷事務所長 高鳥 修一 (742-3715)	副 所 長 副 所 長	田村 照夫 須賀 一裕
旭事務所長 浅沼 孝義 (953-4811)	副 所 長 副 所 長	江川 秀樹 (補) 松下 博和
磯子事務所長 大澤友紀雄 (761-5331)	副 所 長 副 所 長	鳥海 俊一 高岡 直人
金沢事務所長 石井 宗男 (781-3375)	副 所 長 副 所 長	小川 信幸 魚住 守
港北事務所長 武井 和弘 (541-1220)	副 所 長 副 所 長	屋代 正男 (補) 川名 孝男
緑事務所長 菅野 孝義 (983-7611)	副 所 長 副 所 長	石井 廣康 渋谷 正博
青葉事務所長 河井 一広 (975-0025)	副 所 長 副 所 長	(補) 太田南海男 原 宏
都筑事務所長 中後 博 (941-7914)	副 所 長 副 所 長	久田 久幸 控井 豊
戸塚事務所長 杉田 稔 (824-2580)	副 所 長 副 所 長	中山 和雄 清水 敏郎
栄事務所長 吉田 美幸 (891-9200)	副 所 長 副 所 長	(補) 増山 徹 斉藤 重光
泉事務所長 河原 正継 (803-5191)	副 所 長 副 所 長	竹内 秀男 田口 篤之
瀬谷事務所長 島森 竹一 (364-0561)	副 所 長 副 所 長	山田 守 熊坂 弘行
北部事務所長 池松 秀則 (953-0941)	副 所 長 副 所 長	三枝 誠 鈴木 雅廣
産業廃棄物対策課長 荻谷 恵司 (2526)	管理係長	(補) 岡田 要一
監視指導担当課長 松野 一郎 (4104)	監視指導担当係長 排出指導係長 担当係長 施設指導係長 担当係長	(補) 津端 建也 (補) 山内 泉 田中正 (補) 林 総 佐藤 憲生
施設課長 濱田 雅巳 (2527)	管理係長	卯都木隆幸
焼却灰資源化等担当課長 田辺 保夫 (4145)	技術監理担当係長 施設係長 設備係長 電気係長 土木係長 担当係長	(補) 福田 裕 石井 聡 (補) 安室 睦芳 (補) 長谷部 孝広 中島 俊之 生井 秀一
処分地管理課長 葛西 隆 (2534)	運営管理係長 排水管理係長 神明台処分地管理事務所長	(補) 吉川 勝朗 中村 浩 (補) 大滝 守

(適正処理部)



(財) 横浜市資源循環公社

部長 佐藤 善樹

課長 長 英司

係長 岩田 浩

課長 小川 泰一

内藤 満

有田 利行

環境省

係長 中坪 学一

(社) 全国都市清掃会議

課長 木村 安次

資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の広聴に関すること。
- 7 財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料等の徴収及び減免に関すること。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用等の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

資源政策課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 4 局の事務事業の広報及び情報化に係る企画並びに総合調整等に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 資源開発室との連絡調整に関すること。

資源開発室

- 1 廃棄物等の資源化のための研究及び開発に関すること。
- 2 資源循環局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験及び研究に関すること。
- 3 資源循環局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査、研究及び指導に関すること。

3 R 推進部

減量・美化推進課

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項中同じ。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る普及及び啓発に関すること。
- 3 街の美化の推進に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 4 不法投棄廃棄物に関すること。
- 5 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 6 部内他の課の主管に属しないこと。

家庭系対策課

- 1 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物の分別の推進に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 4 環境事業推進委員に関すること。
- 5 リサイクル施設等の運営管理に関すること。

事業系対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。

適正処理部

業務課

運営係

- 1 事務所（北部事務所を除く。）に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 3 資源化に係る中間処理施設及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 4 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。

浄化設備係

- 1 浄化槽（地域共同浄化槽を含む。以下この部中同じ。）の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関すること。
- 2 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関すること。
- 3 浄化槽の維持管理についての指導監督に関すること。
- 4 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- 5 浄化槽関係団体の指導に関すること。
- 6 一般廃棄物（し尿に限る。）の処理に係る調査研究及び実施の計画に関すること。
- 7 し尿及び浄化槽の汚泥の処分にに関すること。
- 8 公衆便所及び移動公衆便所に関すること。
- 9 北部事務所及び磯子検認所に関すること。
- 10 その他浄化槽及びし尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

磯子検認所

- 1 検認所の管理に関すること。
- 2 し尿等の輸送量の検認及び集計に関すること。
- 3 機械装置、電気設備その他付帯設備の運転操作及び維持管理に関すること。
- 4 所属職員の労務管理に関すること。
- 5 所属職員の安全衛生管理に関すること。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関する事。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関する事。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関する事。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関する事。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関する事。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関する事。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関する事。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関する事（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関する事。
- 12 環境事業推進委員に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関する事。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関する事。
- 15 所属職員の労務管理に関する事。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関する事。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関する事

北部事務所

- 1 事務所の管理に関する事。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関する事。
- 3 し尿の排出量の調査に関する事。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関する事。
- 5 公衆便所の衛生管理に関する事。
- 6 し尿の違法処理の監視に関する事。
- 7 所属職員の労務管理に関する事。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関する事。

産業廃棄物対策課

管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事。
- 2 産業廃棄物処理関係団体に関する事。
- 3 他の係の主管に属しない事。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破碎業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整並びに調査研究に関すること。
- 2 局所管施設及び併設施設の工事に係る実施の計画及び調査研究に関すること。
- 3 局所管施設及び併設施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 4 局所管施設及び併設施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 5 局所管施設及び併設施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 6 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 7 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る工事の設計及び施行に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

設備係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この部中「法」という。）第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、課、室、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 処分地管理事務所に関すること。
- 9 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

排水管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

神明台処分地管理事務所

- 1 処分地及び処分地管理事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物のうち固形状のもの（法第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち固形状のものを含む。第 4 号において同じ。）の埋立作業に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（処分地へ直接搬入されたものに限る。）。
- 4 市設置の処分地への一般廃棄物のうち固形状のもの搬入量の調査及び認定に関すること。
- 5 処分地管理事務所に属する車両、機材及び施設等の維持管理に関すること。
- 6 所属職員の労務管理に関すること。
- 7 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理（他の係の主管に属するものを除く。）に関すること。

- 2 一般廃棄物の搬入計画に関する事。
- 3 残灰の搬出処分に関する事。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関する事。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関する事(他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関する事。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 8 焼却灰溶融設備に関する事(金沢工場に限る。)
- 9 工場見学の受入れに関する事(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- 10 他の係の主管に属しない事。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関する事(他の部、課、係の主管に属するものを除く。)
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事(鶴見工場及び金沢工場に限る。)
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関する事。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関する事(旭工場に限る。)
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関する事(旭工場に限る。)

操作第一係(旭工場を除く。)

操作第二係(旭工場を除く。)

操作第三係(旭工場を除く。)

操作第四係(旭工場を除く。)

- 1 一般廃棄物の焼却作業の実施に関する事。
- 2 機械及び電気設備の運転操作に関する事。

事業概要

平成21年6月3日

資源循環局

平成21年度資源循環局事業について

G30プランでは、ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環としてとらえ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の「発生抑制」、徹底した分別、再生利用を推進することで、市民・事業者・行政が協働し一体となって「循環型社会」の実現を目指しています。

同時にこれは、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした市民のライフスタイルを見直し、資源循環型の社会経済システムを構築することでもあります。

さらに、本市は平成20年7月に全国の都市に先駆けて国から環境モデル都市に選定され、低炭素社会の実現を目指しています。

平成21年度は、これまでのG30の成果を持続しつつ、さらなる飛躍に向けて、環境行動都市にふさわしい取組を進めます。

1 3Rの推進

(G30のさらなる進化に向けて)

- (1) G30の推進・普及啓発
- (2) 家庭系対策
- (3) 事業系対策

2 さらなる運営の効率化と市民サービスアップ

- (1) 収集運搬・行政運営の効率化
- (2) 美化の推進、不法投棄防止対策の推進

3 適正処理の推進

- (1) リサイクル施設等の運営管理等
- (2) 焼却工場の運営管理等
- (3) 最終処分場の運営管理等
- (4) 産業廃棄物対策の推進

平成21年度 予算総括表

(単位:千円)

款 項 目		本年度	前年度	増△減	増減率	
7款 資源循環費		46,369,405	48,039,175	△1,669,770	△3.5%	
財 源 内 訳	1項 資源循環管理費	30,983,098	32,776,402	△1,793,304	△5.5%	
	1目 資源循環総務費	22,110,576	23,278,745	△1,168,169	△5.0%	
	2目 減量・リサイクル推進費	5,327,315	6,126,011	△798,696	△13.0%	
	3目 事務所費	1,377,636	1,495,591	△117,955	△7.9%	
	4目 事務所等整備費	395,392	211,280	184,112	87.1%	
	5目 車両管理費	1,772,179	1,664,775	107,404	6.5%	
	2項 適正処理費	15,032,288	14,895,135	137,153	0.9%	
	1目 適正処理総務費	3,387,280	3,280,131	107,149	3.3%	
	2目 工場費	3,497,900	4,008,525	△510,625	△12.7%	
	3目 処分地費	6,791,284	6,849,316	△58,032	△0.8%	
	4目 産業廃棄物対策費	1,355,824	757,163	598,661	79.1%	
	3項 し尿処理費	354,019	367,638	△13,619	△3.7%	
	1目 し尿処理総務費	190,431	282,985	△92,554	△32.7%	
	2目 し尿処理施設費	163,588	84,653	78,935	93.2%	
	合 計		46,369,405	48,039,175	△1,669,770	△3.5%
	特 定 財 源		12,739,952	12,633,272	106,680	0.8%
	14款 分担金及び負担金	9,643	12,983	△3,340	△25.7%	
	15款 使用料及び手数料	6,390,044	6,440,285	△50,241	△0.8%	
	16款 国庫支出金	27,856	38,793	△10,937	△28.2%	
17款 県支出金	17,021	0	17,021	—		
18款 財産収入	266,809	224,670	42,139	18.8%		
19款 寄付金	2,640	3,080	△440	△14.3%		
22款 諸収入	5,176,939	5,281,461	△104,522	△2.0%		
23款 市債	849,000	632,000	217,000	34.3%		
一 般 財 源		33,629,453	35,405,903	△1,776,450	△5.0%	

主要事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業概要	21年度予算	20年度予算	差引
-----	------	--------	--------	----

1 3Rの推進 (G30のさらなる進化に向けて)

新 発生抑制に向けた新たな取り組み (発生抑制推進事業)	使い捨て容器の多量利用事業者における ごみ発生抑制・再使用の促進	4,000	0	4,000
G30エコパートナー等推進事業	スーパーやコンビニエンスストアとの協定締結 (G30エコパートナー)、普及啓発の実施	2,332	3,007	▲ 675
G30ひろば運営事業 (焼却工場G30推進事業)	地域におけるG30普及啓発の拠点となる G30ひろばの運営	1,000	4,129	▲ 3,129
G-learning推進事業 (G30環境学習の推進)	各世代にあわせたG30環境学習の実施	7,410	7,947	▲ 537
分別収集の推進事業	10分別15品目の分別収集とリサイクルの実施	1,985,454	1,921,785	63,669
新 集合住宅対策事業	集合住宅における分別のより一層の徹底・定着を図る	1,000	0	1,000
拡 生ごみ資源化の推進 (生ごみの回収・資源化調査事業)	生ごみの分別回収、資源化手法の調査・検討	20,000	5,000	15,000
ガラス残さのリサイクル	選別の際に生じるガラス残さの資源化委託	98,754	124,425	▲ 25,671
事業系ごみ適正搬入推進事業	焼却工場における搬入物検査や一般廃棄物処理 業者に対する指導の実施	41,790	60,466	▲ 18,676

2 さらなる運営の効率化と市民サービスアップ

委託化による民間活力の活用		1,827,450	1,525,639	301,811
家庭ごみ収集運搬業務委託	西区・中区・栄区全域での委託に加え、プラスチック製 容器包装の委託を7区で実施			
粗大ごみ収集運搬業務委託	粗大ごみの収集運搬業務の委託			
公衆トイレ日常清掃委託	市内全ての公衆トイレの清掃を委託			
拡 収集車等低公害化推進事業	環境負荷の低減のための低公害収集車の導入	975,955	810,809	165,146
拡 災害対策用トイレ整備事業	トイレバックの備蓄増	22,908	35,273	▲ 12,365
拡 クリーンタウン横浜事業	清潔で安全な街づくりの推進、屋外の公共の場所での 喫煙対策の推進	281,266	220,781	60,485
放置自動車対策事業	放置自動車の早期撤去(一時移動の実施)	5,361	5,677	▲ 316

3 適正処理の推進

焼却灰有効利用事業	焼却灰有効利用に係るセメント原料化事業の推進	53,945	713,691	▲ 659,746
資源選別施設運営費	缶・びん・ペットボトルを中間処理するための 資源選別施設の管理運営	1,896,501	1,954,250	▲ 57,749
新 保土ヶ谷工場のバックアップ工場化	ごみ量減少に伴い、平成22年度に保土ヶ谷工場を バックアップ工場化し、中継輸送機能を整備	278,358	0	278,358
拡 南本牧ふ頭第5ブロック処分場 整備事業	南本牧ふ頭第5ブロック処分場整備に伴う既設外周 護岸等の負担金等	5,251,908	5,333,023	▲ 81,115
拡 戸塚区品濃町最終処分場特定支障 除去等事業	戸塚区品濃町最終処分場の改善工事等の実施	849,610	256,355	593,255

1	3Rの推進 (G30のさらなる進化に向けて)	本年度	前年度	差 引
(1)	G30の推進・普及啓発	千円 174,816	千円 213,581	千円 △38,765

1 事業者・市民と連携した発生抑制の取組 6,332千円

循環型社会の構築を進め、CO-DO30を推進していくためにも、「ごみを分別し、リサイクルする」に加え、「ごみになるものをつくらない、家庭に持ち込まない」ライフスタイルへの転換を促し、発生抑制に取り組みます。

- 発生抑制の推進 **新**
 - ①事業者・市民・行政による意見交換、相互理解のための協議の場の設置
 - ②過剰な容器包装の削減、食品ロスの抑制など、多様な発生抑制の取組の推進
- リユース食器の使用拡大に向けた事業者の行動促進
- 先行的取組の掘り起こしと支援
- 過剰な容器包装などの削減に向けた事業者との連携（「G30エコパートナー」）



2 普及啓発・環境学習の推進 63,039千円

収集事務所・工場が中心となって、地域と密着したG30の普及啓発・環境学習を推進し、拠点の整備、拡充を図ります。また、小学生を中心としていた環境学習を、幼児から高齢者まで各世代に合わせた環境学習へと充実させます。

- G30コーディネーターの養成
- G30ひろば（啓発拠点）の拡大・運営
- 幼児向けツールの検討・配布
- 収集事務所、工場独自の啓発活動（「リサイクルひろば港南」の運営など）
- 幅広い世代で活用できるG30学習ホームページの更新
- G30学習副読本の改訂・発行
- 小中学生ポスターコンクールの実施
- 焼却工場見学を希望する市内小学校全校受け入れ
- 出前講座の開催、ひとりからの工場見学の受付
- 啓発イベント等の開催、参加

3 リサイクルプラザ等の運営・管理

102,258千円

市内3か所のリサイクルプラザでは、再利用可能な粗大ごみ（家具類）の展示・販売を行うとともに、リサイクル・環境情報の提供や普及啓発を図ります。

また、神奈川リサイクルコミュニティセンターでは、地域のリサイクル活動拠点として、リサイクルに関する情報や活動の場を提供します。



4 減量・リサイクル施策の調査・検討

3,187千円

さらなるごみの減量・リサイクルを推進するための取組について、調査・検討を行います。特に、平成21年度は次期一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた基礎調査や他都市調査、情報収集等を行います。

1	3Rの推進 (G30のさらなる進化に向けて)	本年度	前年度	差 引
(2)	家庭系対策	千円 3,460,619	千円 3,591,483	千円 △130,864

1 分別収集の推進

2,689,646千円

(1) 分別の徹底と定着に向けた取組

分別のさらなる徹底と定着に向け、引き続き、分別されていないごみの取り残しや、分別が徹底されていない地域を中心とした啓発・指導、分別ルールを守らない者に対する罰則制度を実施していきます。

また、資源物売却収入の一部を原資として、G30 地域還元事業を行います。

(2) 集合住宅対策

分別ルールが守られていない集合住宅について、家主・管理会社等に対し、改善の取組を要請することで、分別の更なる徹底・定着を図ります。

(3) 収集した資源物のリサイクル

分別収集された資源物の売却・資源化委託を実施します。

また、リサイクル施設へ赴き、処理工程の確認や書類の提出などにより、市民が分別した資源物が確実にリサイクルされていることを確認します。

(4) その他

- ・プラスチック製容器包装地域連携モデル事業の実施（港南・磯子・金沢区）
- ・各区での組成調査の実施

2 資源集団回収の促進

607,561千円

市民と事業者の自主的な減量・リサイクル活動である資源集団回収を促進するため、実施団体及び回収業者に対し、奨励金を交付します。

また、未実施地域や行政回収への排出が多い地域へ実施の働きかけを行います。



3 資源物の拠点回収の実施

20,968千円

多様な資源の回収ルートを確保し、分別排出の利便性を向上させるため、一部の区役所・地区センターなどに設置している資源回収ボックス及び収集事務所等での回収拠点（センターリサイクル）、資源回収センターにおいて資源物の回収を行います。

4 生ごみの回収・資源化の調査 **拡**

20,000千円

さらなる減量・リサイクルと環境負荷の低減を目指し、家庭から出る生ごみを分別収集し堆肥化する「生ごみマイスター事業」を拡大します。また、バイオマスイエネルギー（ガス化）としての活用について検討し、具体的な回収・資源化システムの構築に向けた調査及び実証実験を行います。



「生ごみマイスター」のしるし

5 家庭での生ごみの資源化の推進

23,690千円

家庭での生ごみの減量化・堆肥化を進めるため、家庭用電気式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を実施します。

- ・ 家庭用電気式生ごみ処理機購入助成
助成数 2,000基（前年度 2,000基）
助成額 10,000円／基を限度とし、購入額の1／2（1世帯1基まで）
- ・ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成
助成数 800基（前年度 600基）
助成額 上限3,000円／基（1世帯2基まで）



1	3Rの推進 (G30のさらなる進化に向けて)	本年度	前年度	差 引
(3)	事業系対策	千円 129,591	千円 144,737	千円 △15,146

1 事業者による減量化と分別徹底の推進 **11,246千円**

- ・ 事業系ごみの減量化と分別の徹底を推進するため、各種業界の集まりに出向くなど様々な機会を通じて排出事業者に対する働きかけを行うとともに、事業所への立入調査を実施します。
- ・ 一般廃棄物処理計画で定めた廃棄物の分別区分、排出方法等を指導しても守らない事業者に対しては、勧告・公表・命令の手続を経て、罰則（過料）を適用していきます。
- ・ 徹底した分別・リサイクルを行っている大規模事業所には、優良事業所として認定し、表彰します。

2 焼却工場への適正搬入の推進 **44,500千円**

事業系ごみの分別の徹底と定着を図るため、常態的に搬入物検査を行うことで指導を強化し、資源物と産業廃棄物等の混入を防ぎ、リサイクルルートへ誘導するなど事業者の適正処理の促進を図ります。



3 小学校給食残さの資源化の推進 **10,635千円**

給食残さの減量・リサイクルと環境学習への活用を目的として、小学校に設置した生ごみ処理機で堆肥化し、生ごみの減量・リサイクルを推進します。

4 グリーンコンポスト施設でのせん定枝の資源化 **63,210千円**

家庭の庭木や事業所等で造園業者等が剪定した枝を粉碎・発酵させ、土壌改良材として、街路樹等の植栽事業や農家等に供給します。

2	さらなる運営の効率化と 市民サービスアップ	本年度	前年度	差 引
(1)	収集運搬・行政運営の効率化	千円 5,820,497	千円 5,652,181	千円 168,316

1 委託化による民間活力の活用

1,827,450千円

(1) 家庭ごみ収集運搬業務委託

家庭ごみの収集運搬業務の効率化を図るため、引き続き西区、中区、栄区の家庭ごみの全品目の収集運搬業務を民間委託するとともに、新たにプラスチック製容器包装の収集運搬業務を7区（鶴見区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区）で委託します。

<委託化の推移>

・家庭ごみ全品目

平成16年度 西区を委託

平成17年度 新たに中区を委託（西区・中区）

平成19年度 新たに栄区を委託（西区・中区・栄区）

・プラスチック製容器包装

平成21年度 鶴見区・保土ヶ谷区・港北区・緑区・青葉区・都筑区・戸塚区を委託

(2) 粗大ごみ収集運搬業務委託

粗大ごみの収集運搬業務について、市内18区を5つのエリアに分け、4つのエリアを民間業者へ、1つのエリアを財団法人横浜市資源循環公社に委託します。

<委託化の推移>

平成10年度 財団法人横浜市資源循環公社へ収集運搬業務を全部委託

平成17年度 収集運搬業務の一部地域を民間へ委託（2エリア、市内6区）

平成18年度 民間業者への委託を拡大（4エリア、市内13区）

(3) 公衆トイレ日常清掃委託

資源循環局で所管する85か所の公衆トイレの清掃を民間委託します。

2 収集事務所等の運営・管理

1,506,367千円

収集事務所の運営、維持管理等を行うとともに、老朽化したボイラー、空調設備の更新工事をします。

3 市民サービスアップ

軽トラックによる狭あい道路収集のほか、ごみの持ち出しが困難な一人暮らしの高齢者、障害のある方を対象とした、家庭ごみの「ふれあい収集」や粗大ごみの「持ち出し収集」を行います。

また、負傷者や急病人に対して応急処置を行えるよう、収集事務所の職員を対象に、普通救命講習を引き続き実施します。

4 収集車等の低公害化 **【拡】**

1, 772, 179千円

収集運搬における環境負荷の低減を図るため、収集車両等に排気ガス規制に適合した車やハイブリッド車等の低公害車を導入します。なお、更新車両については、リース車両とします。

- ・ハイブリッド収集車新規導入 19 台



5 粗大ごみの処理

994, 851千円

家庭から出される粗大ごみの収集運搬を行います。

収集した粗大ごみのうち、再利用が可能な家具類はリサイクルプラザで販売し、リユースの取組を進めます。

(金額は、「1(2)粗大ごみ収集運搬業務委託」を含む。)



6 し尿の収集運搬等

354, 019千円

浄化槽の設置審査・維持管理指導等を行うとともに、し尿等の適正な処理（収集・運搬・処分）を行います。あわせて、市内に設置してある公衆トイレの維持管理を行います。(金額は、「1(3)公衆トイレの日常清掃委託」を含む。)

また、災害時のトイレ対策を充実させるため、市内の地域防災拠点及び広域避難場所にトイレパックの備蓄を増やします。 **【拡】**

なお、し尿処理施設の稼働が困難になった葉山町からの要請を受け、新しい処理施設ができるまでの間、し尿等を磯子検認所で受け入れます。

(21年4月から3年間)

【し尿収集世帯数（各年度12月末時点）】

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
し尿収集世帯数	4,235	4,030	3,831	4,016	3,798

2	さらなる運営の効率化と 市民サービスアップ	本年度	前年度	差 引
(2)	美化の推進 不法投棄防止対策の推進	千円 361,065	千円 300,560	千円 60,505

1 クリーントウン横浜事業 **拡** 281,266千円

街の美化の推進とたばこの火による火傷などの危険を防止するために、屋外の公共の場所での喫煙禁止指定地区（横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区）での対策を進めるほか、美化推進重点地区で歩道清掃等を実施します。

- ・ 新たな喫煙禁止地区の指定 **拡**
- ・ 美化推進員による喫煙禁止地区での過料徴収及び美化推進重点地区でのポイ捨て防止の啓発、歩行喫煙者への指導を実施
- ・ 都心部及び各区美化推進重点地区等での歩道清掃等の実施



2 不法投棄防止対策の推進 74,438千円

各区に設置した「不法投棄防止対策会議」において、警察等関係機関が一体となって不法投棄の防止対策と投棄物の早期処理等を実施します。

なお、不法投棄された家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は家電リサイクル法に基づき、またパソコンは資源有効利用促進法の趣旨に沿って、それぞれリサイクル処理します。

- ・ 警報装置 新設1基（既設40基）
- ・ 夜間パトロール



3 放置自動車対策の推進 5,361千円

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の発生を防止するとともに、廃物認定前に一時移動を行うなど、迅速な撤去・処理を行います。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差 引
(1)	リサイクル施設等の運営管理等	千円 2,297,062	千円 3,133,541	千円 △836,479

1 焼却灰の有効利用 **286,460千円**

PFI手法を用いた焼却灰のセメント原料化事業については、入札や契約の手続を進めるとともに、環境影響評価手続を進めます。また、金沢工場の焼却灰の溶融スラッグ化と溶融飛灰の資源化を引き続き実施します。

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25～
PFI手法を用いた 焼却灰セメント原料化事業	PFI事業手続き 環境影響評価		設計、建設工事			稼働
	➔					

2 資源選別施設の運営・管理 **2,003,986千円**

分別収集した缶・びん・ペットボトルを市内4か所の資源選別センター（鶴見、金沢、緑、戸塚）で品目別及び材質別（缶はアルミとスチールに）や色別（びんは無色、茶色、その他色に）に選別します。

3 リサイクル技術・処理技術等の調査・研究 **6,616千円**

生ごみ資源化事業の一環として回収した生ごみについて組成調査や分析を行うほか、引き続き工場へ搬入された燃やすごみの組成調査を行います。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差引
(2)	焼却工場の運営管理等	千円 3,768,407	千円 3,996,969	千円 △228,562

1 焼却工場の運営・管理 **3,445,371千円**

効率的な運営管理と適切な維持補修により、工場の安定稼働を図ります。
焼却によって発生したエネルギーを有効活用し、発電電力を売却します。

	稼働開始年月	焼却能力	発電能力
保土ヶ谷工場	昭和55年7月	1,200t/日	4,200kW
都筑工場	昭和59年4月	1,200t/日	12,000kW
鶴見工場	平成7年4月	1,200t/日	22,000kW
旭工場	平成11年4月	540t/日	9,000kW
金沢工場	平成13年4月	1,200t/日	35,000kW

2 保土ヶ谷工場のバックアップ工場化 **278,358千円**

効率的な工場稼働体制と将来の安全で安定した処理体制の確保に向けて、平成22年度から保土ヶ谷工場を一時休止し、バックアップ工場として活用し、これに伴って効率的な収集を行うため、中継輸送施設を整備します。

3 工場環境保全調査 **12,795千円**

焼却工場の適正な運営管理のため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出ガス、飛灰、焼却灰、排水及び土壌中のダイオキシン類の調査を行います。

4 その他管理費等 **31,883千円**

焼却工場、最終処分場等の適正な運転管理と公害防止のため、排出ガス、排水等の試験、分析調査を行うとともに、作業環境中のダイオキシン類測定調査及び保護具の購入等を行います。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差 引
(3)	最終処分場の運営管理等	千円 6,791,284	千円 6,849,316	千円 △58,032

1 南本牧ふ頭第5ブロック処分場の整備 拡 5,251,908千円

市民の貴重な財産となる廃棄物最終処分場を南本牧ふ頭第5ブロック内に新たに確保するため、廃棄物を投入する区画から外部に水が漏出しないように遮水護岸を建設します。平成21年度は引き続き遮水護岸の地盤改良工事（港湾局予算計上）を進めます。

あわせて、既設外周護岸等の負担金を支出します。

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
南本牧ふ頭 第5ブロック処分場	環境アセス・設計等			遮水護岸建設工事							供用

2 神明台処分地等の運営・管理 549,449千円

神明台処分地及び旧処分地（長坂谷等7か所）の運営管理を行います。また、排水処理施設を適正に維持管理し、最終処分場からの排水の水質を適正に管理し、放流先河川等の汚濁の防止及び環境の保全を図ります。

3 南本牧廃棄物最終処分場の運営・管理 949,179千円

南本牧廃棄物最終処分場（第2ブロック）における一般廃棄物及び産業廃棄物の埋立業務及び排水処理施設の維持管理等を行います。（産業廃棄物の埋立については再掲）

4 処分地環境保全調査 27,961千円

神明台処分地及び南本牧廃棄物最終処分場の大気、土壌、水質について、ダイオキシン類等の周辺環境に対する影響調査を引き続き実施します。

5 神明台処分地跡地の整備 12,787千円

神明台処分地の既に埋立が終了している区域で、暫定的に開放している野球場やサッカー場、多目的広場等の管理運営を行います。

また、この区域の一部を対象に約1万本の苗木等を植樹します。（環境創造局で予算計上）

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差引
(4)	産業廃棄物対策の推進	千円 1,355,824	千円 757,163	千円 598,661

1 戸塚区品濃町最終処分場対策 拡 849,610千円

戸塚区品濃町最終処分場については、周辺的生活環境の支障を除去するため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づく行政代執行に着手し、「実施計画書」による改善工事を実施していきます。

平成21年度は、廃棄物の崩落・飛散流出防止のための擁壁築造や廃棄物整形等の改善工事を実施します。

※ 戸塚区品濃町最終処分場対策概要（H20～H24）

1) 地下水等の汚染防止策

- 処分場内の汚水を排水することにより、汚染源を除去し、場内汚水の漏出を抑制します。
- 汚染地下水揚水井を設置し、汚染地下水を揚水・排除し、汚染拡散を防止します。

2) 廃棄物崩落、飛散防止対策

- 急傾斜部分を安定勾配に整形して、廃棄物の崩落を防止します。
- 擁壁等を設置し廃棄物の整形を行うとともに、覆土を行い、廃棄物の飛散流出を防止します。

3) 今後のスケジュール

		H20	H21	H22	H23	H24
実施計画書 (H19 環境大臣同意取得)		← 産廃特措法事業実施期間 →				
改善工事等	場内汚水排水工
	地下水汚染対策工
	擁壁等設置工			
	廃棄物整形工			
	モニタリング・施設管理

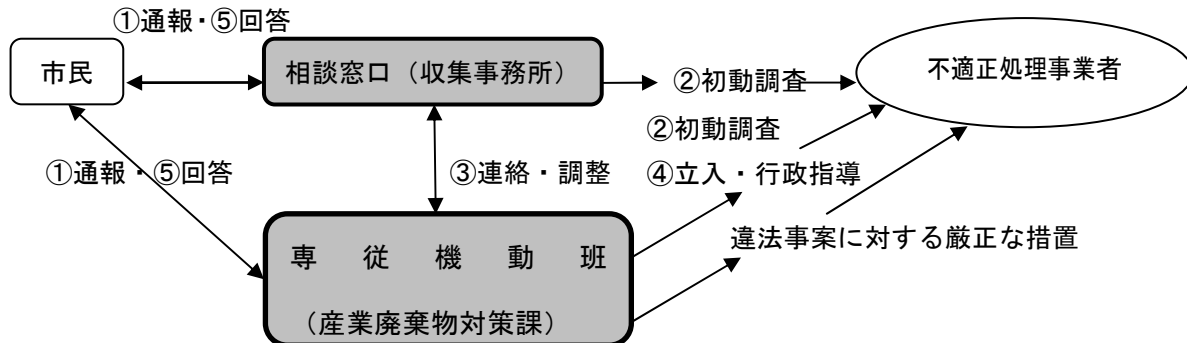
2 排出事業者指導等の推進 67,299千円

減量化・資源化、適正処理を推進するため、排出事業者や処理施設等への立入調査等を実施するほか、処理業等の許可申請に対する審査、優良業者の育成などを実施します。また、アスベスト廃棄物による生活環境の支障が生じないように、排出事業者、処理業者への適正処理指導・啓発及び分析調査などを実施します。

3 不適正処理の監視・指導強化

24,454千円

不適正処理への迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して厳正な措置を講じるため、収集事務所と専従機動班が連携して、適正処理を推進します。

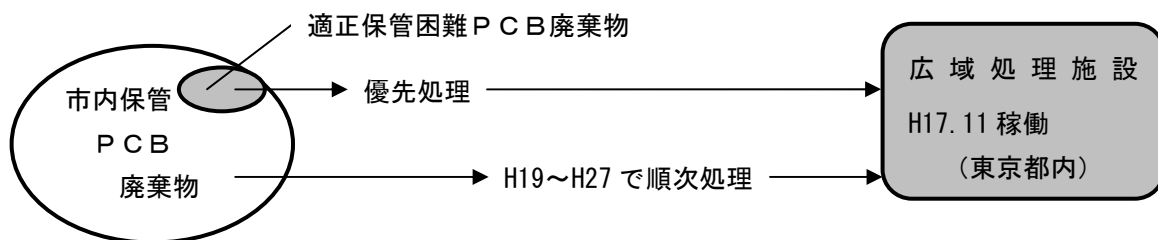


4 PCB廃棄物適正処理の推進

2,140千円

市内のPCB廃棄物は、「東京PCB廃棄物処理施設」(1都3県のPCB広域処理施設)で順次処理されますが、処理が行われるまでの間、適正に保管・管理するよう指導します。

また、適正な保管が困難な事業者等のPCB廃棄物が優先して処理されるように、引き続き関係機関と調整を進めます。



5 中間処理リサイクルの推進

138,000千円

本市、神奈川県及び川崎市が共同で設立した(財)かながわ廃棄物処理事業団による中間処理リサイクル施設の運営を支援します。

施設概要	場 所	川崎市川崎区千鳥町 (平成13年6月稼働開始)
	処理対象物	廃プラスチック類、廃油、特別管理産業廃棄物等
	施 設	前処理施設 100トン/日 (破碎、脱水等)
		焼却施設 210トン/日 (70トン/日×3基)
		リサイクル (金属の回収、発熱による発電)

6 南本牧廃棄物最終処分場の運営・管理

274,290千円

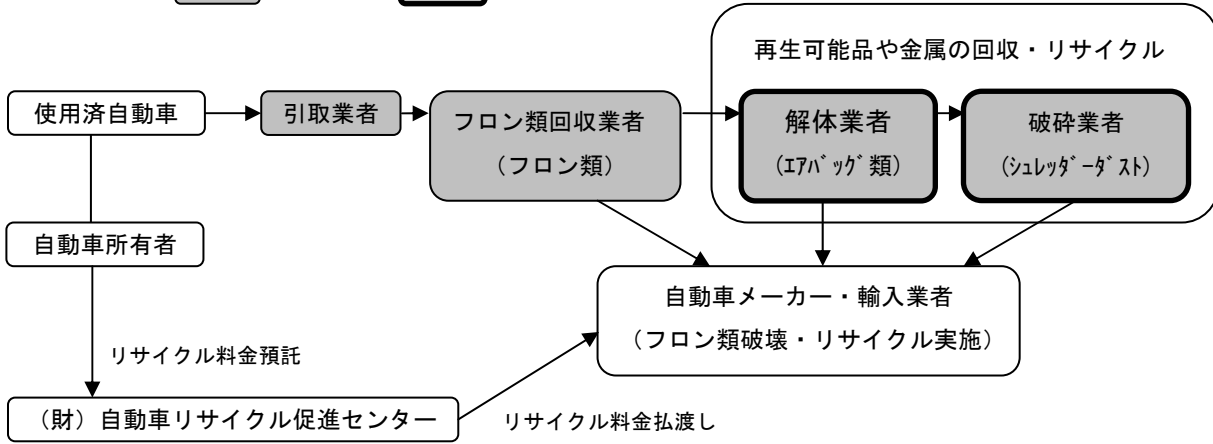
適正処理を確保するために、南本牧廃棄物最終処分場における産業廃棄物の埋立業務及び排水処理施設等の維持管理を行います。

7 自動車リサイクル法への対応

420千円

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車に関する引取業者や解体業、破碎業の登録・許可事務等を通じて、その再資源化及び適正処理を推進します。

□ : 登録 □ : 許可

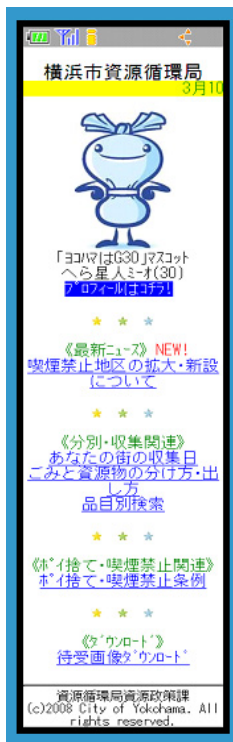




横濱開港150周年

平成21年度

資源循環局 運営方針

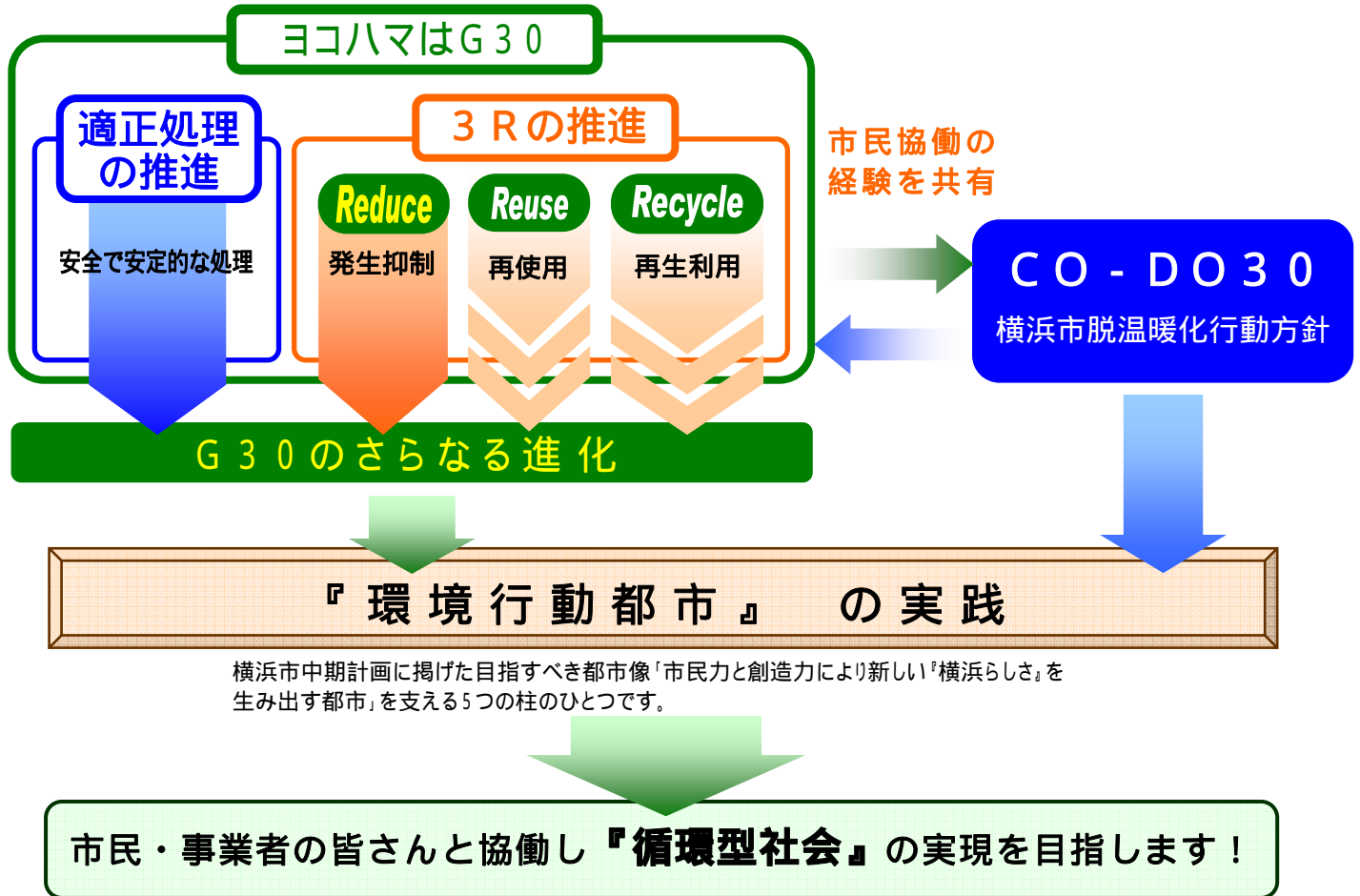


環境行動都市へ向け ハマッ子が行動します！
ヨコハマはG30

環境モデル都市・横浜
G30からCO-DO30へ
市民の力が地球を救う

私たちが目指すこと（資源循環局の基本理念）

私たち資源循環局は、G30の取組をさらに進め「G30からCO-DO30へ」の合言葉のもと、環境行動都市にふさわしい循環型社会の実現を目指します。



基本方針

3Rの推進

3Rを更に推進するため、分別の徹底・定着に向けた取組や新たな資源化手法の検討に加え、今年度は発生抑制（リデュース）の取組を強化します。

適正処理の推進

3Rを推進したうえで、なお排出される廃棄物を安全で安定的に処理します。快適な市民生活と円滑な事業活動を支えるために、産業廃棄物対策を進めます。

きれいなまちづくり

ポイ捨てや不法投棄の防止、美化活動の推進を図り、きれいなまちづくりを進めます。

地域社会への貢献

高齢者等に配慮した家庭ごみ収集や地域防犯、人命救助など地域社会に貢献します。

目 標

一般廃棄物

平成 13 年度のごみ量 160 万 9 千トンに対して **66 万トン (41%)** 削減し、**94 万 9 千トン**に抑制します。

ごみ量とは、市民・事業者の皆さんが排出するものうち、缶・びん・ペットボトルやプラスチック製容器包装など資源化されるものを除いた、焼却処理・直接埋立処分されるものの量をいいます。

(内訳)

【単位：トン】

		平成 13 年度 実績	平成 21 年度 目標	(対 H13 比)
市全体		1,609,155	949,000	- 41.0%
内 訳	家庭系ごみ	934,761	621,000	- 33.6%
	事業系ごみ	674,394	328,000	- 51.4%

産業廃棄物

「第 5 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」に基づき、廃棄物の減量化・資源化、適正処理を推進します。

「第 5 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」では産業廃棄物の発生抑制にできる限り努め、平成 22 年度の最終処分率を発生量の 8%とし、再生利用率・減量化率の合計を 92%とする数値目標を設定しています。

局運営の考え方

G 3 0 のさらなる進化に向けて職員一丸となって取り組みます。

ごみ量をリバウンドさせない取組や新たな取組を進め G 3 0 のさらなる進化に向けて職員一丸となって取り組みます。

「人材こそが最も重要な経営資源である」ことを基本に、全ての職員が様々な意見やアイデアを提案できる風通しの良い職場作りを進めます。

「情報を共有し、職員自らが汗をかき、自分の能力を最大限に発揮し、仕事の質を高める。」ことを目指します。

現場主義の徹底

市民・事業者と直接接する機会が多い現場職員の視点が最も重要であり、全職員が一丸となって分別相談窓口、住民説明会、早朝啓発や搬入物検査を実施します。

風通しの良い組織風土づくり

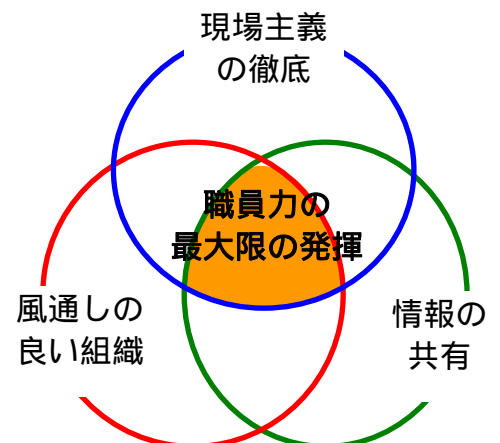
局長が収集事務所等を訪問し、現場職員の声を聞いて事業を進めます。

職員のアイデアや意見を業務の改善や市民サービスの向上に活かすため、局長への提案制度「ボイス G 3 0」や「グループ G 3 0」において自由な意見交換を実施します。

組織目標・情報の共有

朝礼やミーティングを活用し、全職員が「G 3 0」「CO-DO 3 0」の意義や局目標を認識して業務を遂行します。

職員の意欲と技術力向上を推進するため資源循環研修会、工場技術研修会、創意工夫研修会等を実施し、成功事例や情報を全職場で共有します。



廃棄物の現状（一般廃棄物）

G30の現状と課題

<現状>

一般廃棄物の平成20年度ごみ量実績（速報値）は94万9千トン。
 G30の基準年である平成13年度比41%の削減を達成し初めて40%台の削減。
 （家庭から出る燃やすごみについては、市民の協力により、分別の徹底と定着が進み、
 事業系ごみについては、事業者による分別やリサイクル、適正処理が進んだため。）

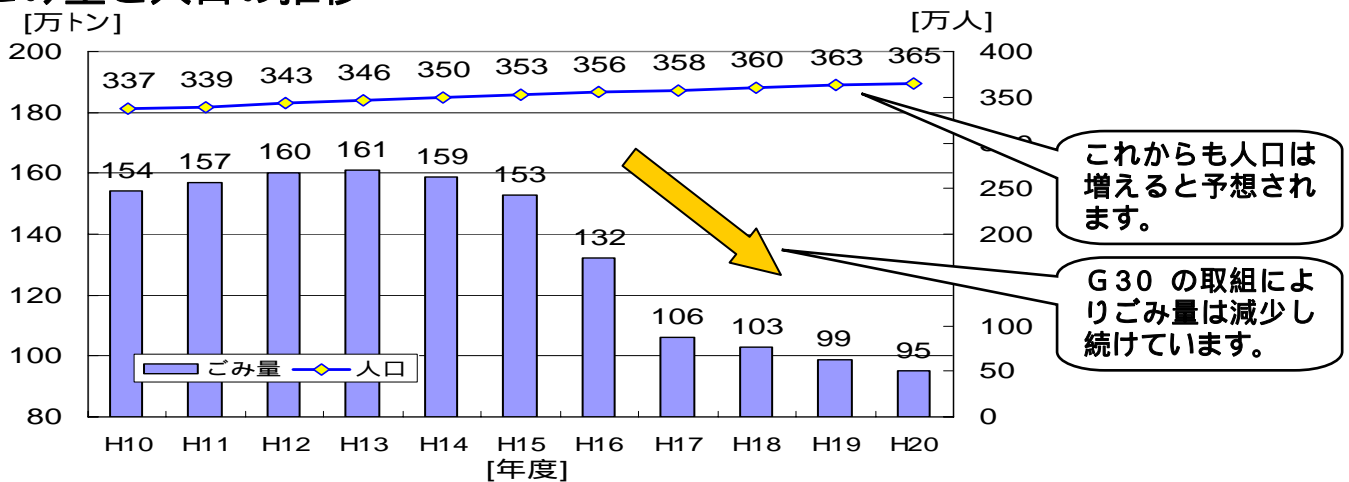
<課題>

さらなるごみの削減と環境負荷の少ない循環型社会の実現のためには、ごみになるものを極力
 生み出さないようにする発生抑制（リデュース）について市民・事業者と連携した取組を強化
 し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進めていく必要があります。
 21年度も人口の増加が見込まれ、景気の動向も不透明な状況のなかで、「絶対にリバウンドさ
 せない」を合言葉に職員一丸となり、引き続き分別の徹底・定着に向けた取組を粘り強く進め
 ていく必要があります。
 燃やすごみの中で多くの割合を占めている生ごみについて、新たなリサイクル手法を調査・研
 究し、ごみ減量を図るとともに資源としての有効活用を一層推進することが重要です。

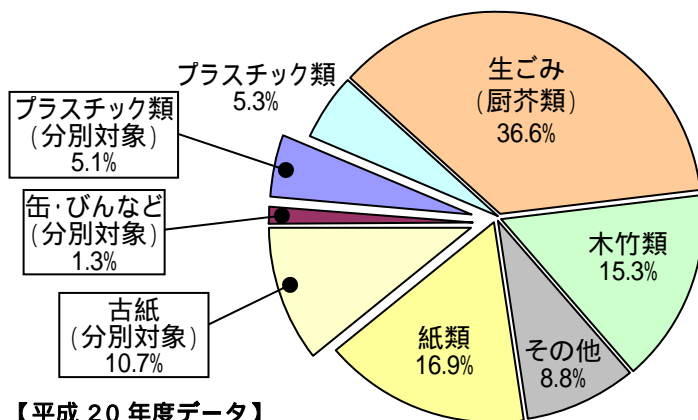
平成20年度のごみ量は？

948,720トン（平成13年度と比べて41%減）

ごみ量と人口の推移



家庭から出る燃やすごみの中身は？



「燃やすごみ」の中には、分別してリサイクルが可能な古紙やプラスチック製容器包装などが、まだまだ多く含まれています。分別対象となる古紙は全体の10.7%、プラスチック類は5.1%、缶・びんなどは1.3%を占めています。

廃棄物の現状（産業廃棄物）

産業廃棄物の状況と課題

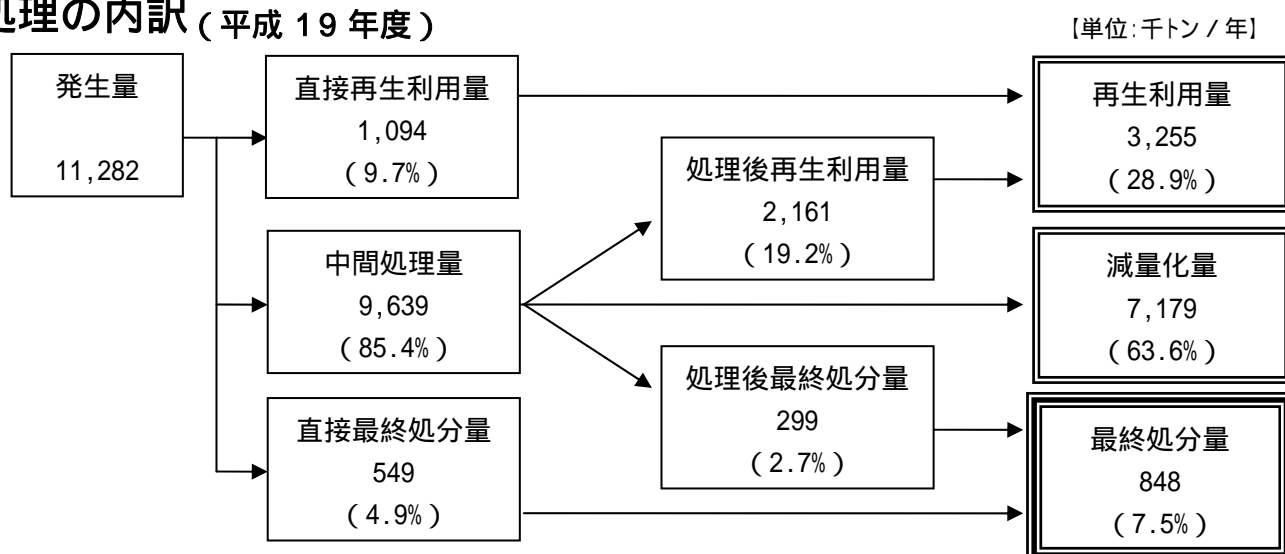
産業廃棄物の処理は、その排出者たる事業者が自ら適正に処理することが原則ですが、循環型社会を形成するためには、産業廃棄物の再生利用・減量化も重要な取組です。

平成19年度は、「第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の2年目にあたり、産業廃棄物の発生量は1,128万2千トンでした。そのうち、28.9%が再生利用（リサイクル）されています。

産業廃棄物に起因する、不適正処理事案がまだ多くあることから、減量化、資源化とともに、引き続き事業者や処理業者に対する適正処理指導の徹底が求められています。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、20種類の廃棄物を言います。（一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物を言います）

処理の内訳（平成19年度）



産業廃棄物の処理状況は、毎年6月末までに排出事業者から報告される前年度実績に基づいて推計しているため報告を受けた年の12月に速報値、翌年3月には確定値を取りまとめています。したがって20年度の数値は22年3月に確定します。

（一般廃棄物について）

ちょっとした工夫でできる地球温暖化対策(CO-DO30)に、あなたも取り組みませんか？

地球に優しい
分別リサイクル！

引き続き分別にご協力ください。

皆様のご協力により、ごみの減量化を進めることができました。その結果、焼却するごみ量も大幅に減り、CO₂の発生も抑制することができました。引き続き、紙・缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装などの分別にご協力ください。

地球に優しい
一絞り！

生ごみの水切りにご協力ください。

「燃やすごみ」の約4割を占める生ごみ(厨芥類)は、大半が水分です。水分がなくなると...

- ・臭いがでにくくなり、ごみ出しの際に汚れません。
- ・軽くなるので収集車の燃費もよくなりCO₂の排出量も減ります。
- ・ごみの持っているカロリーが高くなり、焼却工場での発電量も増えます。



掲載項目

最重点推進施策

- 1 事業者・市民と連携した発生抑制の取組
- 2 削減したごみ量をリバウンドさせない取組
- 3 家庭系生ごみの資源化の推進

重点施策

- 1 収集事務所・工場などによるG30推進の取組
- 2 市民サービスアップ・さらなる運営の効率化
 - (1) 市民サービスの向上と地域社会への貢献
 - (2) きれいなまちづくり
 - (3) 民間委託の推進
 - (4) 財源の確保
- 3 **ごみの資源化・適正処理の推進**
 - (1) 資源化の促進
 - (2) ごみの適正処理
 - (3) 産業廃棄物対策の推進

新たなG30プランの策定に向けた取組

3Rとは？

ごみを減らし、資源を有効活用する「循環型社会」をつくらうとするものです。そのために、ごみになるものをつくらない・家庭にごみを持ち込まない（リデュース）、使えるものは何回も繰り返し使い（リユース）、使えなくなったら資源として再生利用（リサイクル）することです。

リデュース
(Reduce)発生抑制
「ごみになるものつからない」
「家庭にごみを持ち込まない」

- ・事業者はごみを出さない製品づくりや販売を進めましょう。
- ・買い物をするときは、マイバックを持参し不要なレジ袋をもらわないようにしましょう。
- ・食料品は必要な分だけ買いましょう。



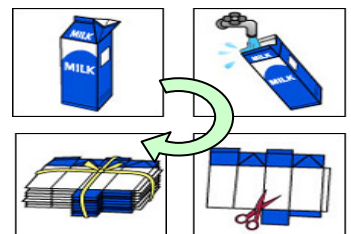
リユース
(Reuse)再使用
「何回も繰り返し使う」

- ・詰め替えできる商品を選びましょう。
- ・いらなくなった物や、小さくなった服はフリーマーケットに出しましょう。



リサイクル
(Recycle)再生利用
「資源として使う」

- ・きちんと分別を行いましょう。
- ・リサイクル品を使って、リサイクルの輪をつなげましょう。



最重点推進施策

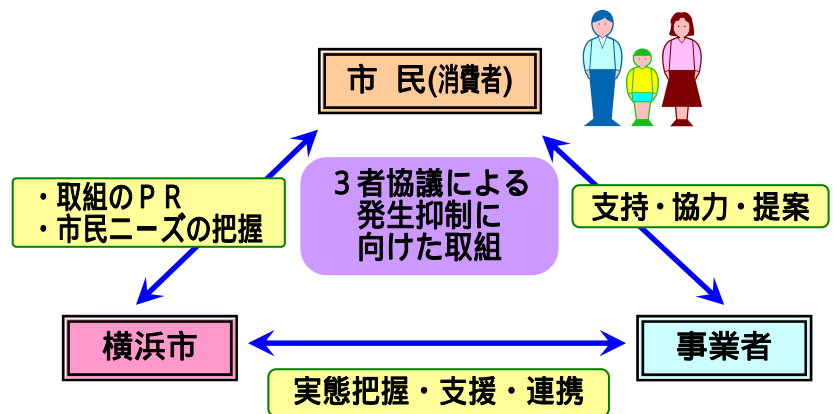
最重点推進施策 1 事業者・市民と連携した発生抑制の取組

これまでG30では、分別・リサイクルを中心に取り組み大きな成果をあげてきました。今後、循環型社会の構築を進め、CO-DO30を推進していくためにも、これらの取組を継続するとともに、3Rのひとつである「リデュース(発生抑制)」を進めることが重要です。「ごみを分別し、リサイクル(再生利用)する」に加え、「ごみになるものをつくらない、家庭に持ち込まない」ライフスタイルへの転換を促し、発生抑制を全庁的に取り組みます。

発生抑制の推進

行政がパイプ役となって事業者・市民(消費者)の意見交換や相互理解を通じ、発生抑制の取組を進めます。

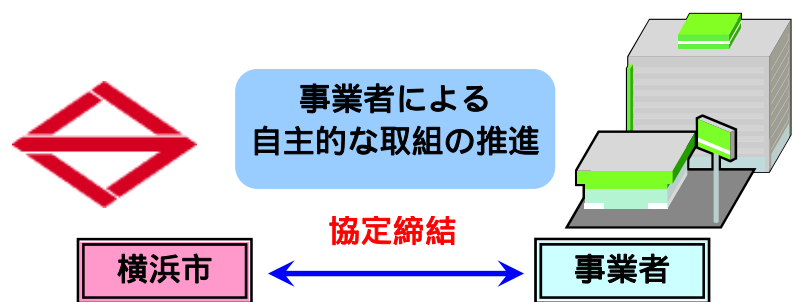
過剰な容器包装の削減、食品ロスの抑制など、多様な発生抑制の取組を進め、廃棄物による環境負荷をできる限り低減します。



- 市民委員による推進組織の設置。(7月)
- 3者による協議の場の設置。(7月)
- シンポジウムの開催(10月)
- 先行的取組の掘り起こしと支援。(12月)
- リユース食器使用の推進・啓発(通年)

G30エコパートナー協定

スーパー、百貨店、コンビニエンスストア等と締結しているG30エコパートナー協定店を増やすとともに、過剰な容器包装の使用抑制や資源の循環的利用など、事業者の自主的な取組を支援するため、市民へのPRを促進します。



H21.3.31 現在
35社1組合273店舗と締結

- 協定事業者の取組をホームページ等でPR
- 事業者連絡会議の開催

- 過剰な容器包装の使用抑制
- 環境に配慮した商品の販売推進
- 店舗のごみ減量、リサイクル

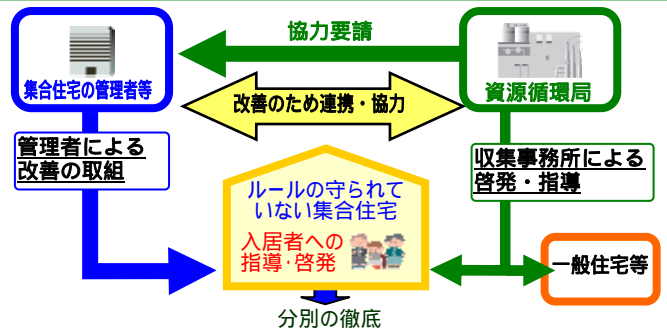
最重点推進施策 2 削減したごみ量をリバウンドさせない取組

横浜市のごみ量は、市民・事業者のご理解とご協力により、初めて 40% 台の削減となりました。しかし、今後も人口増加が見込まれるなど、ごみ量が増加に転じてしまう可能性があることから「絶対にリバウンドさせない」を合言葉に職員一丸となり、引き続き分別の徹底・定着に向けた取組を進めます。

集合住宅への集中的取組

分別ルールが守られていない集合住宅について家主・管理会社等に改善の取組を要請し、集中的に啓発や指導を実施します。

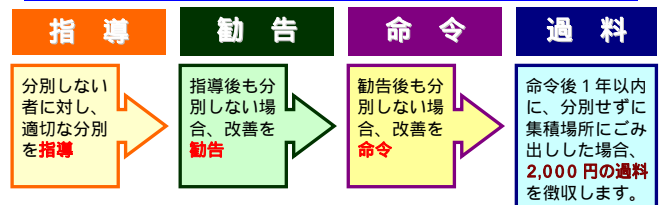
分別ルール上問題のある集合住宅について、管理会社等に対策を要請します。(9月)
改善を要請した集合住宅の状況を確認し、再要請や改善成果の持続などを図ります。(3月)



分別ルールの徹底

分別されていないごみの取り残しや、分別が徹底されていない地域を中心とした啓発・指導を行います。
分別ルールを守らない者に対し、罰則制度に基づいた指導などを実施していきます。(通年)

過料までの流れ(平成 20 年 5 月 1 日から実施)



事業者への指導

事業系ごみの減量と分別の徹底を推進します。各種業界の集まりに出向くなど様々な機会を通じて排出事業者に対する働きかけを行います。事業所に対し立入調査や工場における搬入物検査を実施します。指導しても守られない場合には罰則制度に基づいて分別区分・排出方法を強力に指導していきます。(通年)

勧告 公表 命令 過料



搬入物検査の様子

普及啓発・環境学習の推進

収集事務所・工場を中心とした取組
出前講座や早朝啓発・分別説明会を開催し地域に密着した普及・啓発を行います。(各所属の取組は別途掲載)
各世代に応じた環境学習

G30への理解を深めていただくため、各世代にあわせた環境学習のツール・機会を提供します。
・幼児期向け環境学習ツールの開発・配布(12月)
・小学生版G30副読本の改定(7月)
・小中学生ポスターコンクールの開催(10月)
・「G30コーディネーター」の養成講座の実施(9月)

市民との協働による普及・啓発活動
環境事業推進委員やG30サポーター・G30コーディネーターと緊密に連携し普及啓発活動を行います。

啓発拠点の充実

・9月に旭工場内、11月に鶴見工場内に「G30ひろば」を開設します。
・「G30ひろば」(都筑工場・金沢工場内)「リサイクルひろば港南」(港南事務所内)を機能強化し、市民参加イベントを開催します。(3月)



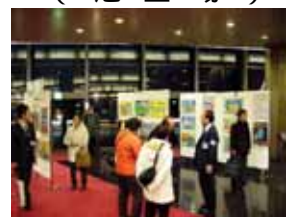
G30コーディネーターによる啓発寸劇



子どもアドベンチャー(旭工場)



G30ひろば金沢の展示物



ポスターコンクールの展示会

最重点推進施策 3 家庭系生ごみの資源化の推進

燃やすごみの中に約4割含まれる生ごみを有効利用することは、ごみ量の大幅な削減や「CO₂-D₀30」の推進につながります。そこで、生ごみの分別収集・資源化を進めるため、生ごみマイスター事業を拡大するとともに、生ごみのバイオガス化の共同実験を行います。

生ごみマイスター事業（生ごみの堆肥化）の拡大

平成20年10月に「生ごみマイスター」から排出された生ごみを収集・堆肥化、協力農家の農地に施肥、野菜を栽培し、生ごみの資源化と食の循環を図る「G30生ごみマイスター事業」を開始しました。

- ・協力世帯 都筑区佐江戸町162世帯
 - ・戸別収集方式
 - ・民間事業者が収集した生ごみを堆肥化
 - ・「生ごみマイスター通信」を協力世帯に配付
 - ・堆肥化工場や農家への見学会を開催
- 協力世帯の意識が高く、収集した生ごみは、異物混入が極めて少ない堆肥化に適したものとなっています。

- ・2月下旬に地域農家の畑に施肥
 - ・3月までに、約10トンが堆肥化
- 堆肥によって栽培された地域野菜を収穫し、地域住民へ還元します。

今年度は、対象エリアを拡大していきます。

（600世帯に拡大予定）

- ・実施地域を周辺地区に拡大（7月）
- ・新たに他区に対象地区を拡大（10月）



生ごみマイスターとは？
生ごみの資源化にご協力いただく市民の皆さんに市長から「生ごみマイスター」の称号を贈っています。

「マイスターのしるし」

生ごみのバイオガス化の共同実験

生ごみの資源化手法として、環境創造局と連携し、新たにバイオガス化の検討を行います。分別協力地域を選定し集積場所に分別排出された生ごみを回収します。

回収した生ごみは、下水汚泥とともに下水汚泥消化施設に投入し、消化ガス（メタンガス）を発生させます。（11月）

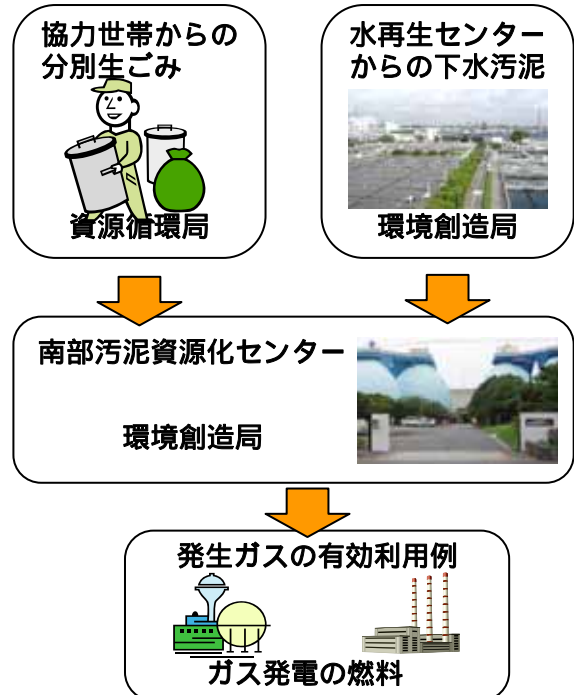
消化ガスは、発電燃料として有効利用します。

- ・分別協力世帯 新規1000世帯（予定）
- 生ごみのバイオガス化共同実験によって、環境負荷の低減効果、ガスの活用方法、費用対効果などを調査・検証します。

< 実用化に向けた課題と確認事項 >

- ・分別状況の確認
- ・汚泥処理システムへの影響




生ごみの分別協力世帯を対象に、バイオガス化施設見学会・意見交換会を実施します。（12月）



重点施策

重点施策 1 収集事務所・工場などによる G 3 0 推進の取組

収集事務所や工場などが、現場の視点を活かした独自のアイデアや創意工夫により、分別の徹底や定着に向けた啓発・指導など、3 Rのさらなる進化に向けて職員一丸となって取り組み、CO-DO30にも貢献します。

鶴見事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・分別が徹底されていない小規模集合住宅や単身者世帯を対象に、不動産業者、所有者、大学事務局等と連携して、分別排出に関する啓発、指導を行います。 ・ふれあい収集制度や粗大ごみの持ち出し収集制度について区役所等と連携し推進していきます。 ・資源集団回収未実施の自治会・町内会等に対し資源集団回収の実施を働きかけ拡大していきます。 ・未来を担う子どもたちへの環境学習を推進していきます。 
神奈川事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度神奈川区民意調査で「ごみをきちんと分別し、リサイクルに協力する」ことについて環境面で必要性を感じる方が、89.5%おり、そのうち 90.8%が自分でも実践していると答えています。こうした高い意識のもと、「G 3 0 行動」から 3 R 運動へと発展するよう、「G 3 0 区民パワーの検証」として環境事業推進委員会を中心に、不要なレジ袋は断るなど環境行動の実践の座談会を開催し情報の共有を図ります。 ・区内に在住する大学生が自治会・町内会や商店街とともに、「G 3 0 行動」や「地域の美化清掃活動」に参加し、地域と連携できるよう、集まりやイベントを通じ支援します。
西事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で実施されるイベントが年間をとおして区内全域において多数開催され、そのつど職員が現場に赴き啓発活動を実施しています。平成 21・22 年度においては、委嘱された各地区の環境事業推進委員会の中から「さわやかフレンド」を選任し、啓発に関するノウハウをもった職員を講師として研修会を実施し、職員と同程度の知識を持つ啓発専任スタッフを養成します。これにより、各種地域イベント会場において「普段の話し言葉」で来場者に接し、地域に根ざした身近な啓発活動を行って更なる分別徹底をねらいます。
中事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止した集積場所及び不法投棄常習場所を、地域と警察等関係機関の連携により清潔な状態に維持・管理することで、横浜の中心である中区のイメージアップを図っていきます。 ・具体的には、花のプランターを置き、地域が管理することで、不法投棄しにくい環境づくりを進めます。 ・幼い頃からごみの分別や資源化並びにごみの減量を身につけてもらえるよう、幼稚園・小学生を対象にした G 3 0 啓発活動を行います。携帯ストラップやパンダナを活用するほか、キャラクター（ミーオ、ゴミーオ）や紙芝居などを用い、子供にわかりやすく、親しみやすい啓発を、環境学習、各イベントに出向き実施します。
南事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・未来を担う子供たち（市立小学校・保育園）に寸劇を取り入れた G 3 0 出前授業を実施し、「ヨコハマは G 3 0」の推進を図ります。 ・分別排出が出来ていない集合住宅を中心に、集積場所単位での啓発活動・分別の説明会等を行います。 ・狭い道路が多い地域性を考慮し、軽ダンプ車による狭路収集の拡大を図ります。 ・職員研修の充実（市民啓発スキルのレベルアップを図るとともに区民説明会等への積極的な参加を促します。） 
港南事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な食生活からごみの減量等を実践する「3 R なエコ・クッキング」を開催し、その参加者などから寄せられたエコに関する知恵を小冊子にまとめて発行します。また、生ごみの発生抑制のため、土により生ごみを分解する「土壌混合法」の普及を図ります。 ・家庭や地域清掃などで発生する草や木の葉などを自主回収し、肥料化・チップ化することで、ごみの減量化と再生利用を図ります。また、出来上がった肥料やチップは、イベント等で無料配布します。 ・スーパー等の店頭啓発を継続的にを行い、分かりやすく分別の説明をするとともに、昭和 3 0 年代の部屋を再現するなど、「リサイクルひろば港南」をリニューアルし、区民への啓発を推進します。
保土ヶ谷事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にレジ袋の削減等「脱使い捨て」の意識を高めていただくため、各イベント会場にて「楽描きマイバック」と称し、友人同士または親子共同で無地のコットンバッグに、専用のクレヨンとマーカーペンを使って、それぞれ好きな絵や言葉を描いてもらい、それにアイロンを当て色を定着させた、世界にひとつだけのオリジナルバッグを製作していただき、永く買い物袋として使用してもらうことで、ごみの発生抑制を推進します。
旭事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・10 月開催予定の「旭区誕生 40 周年・第 20 回旭ふれあい区民まつり」で、飲食物の模擬店にリユース食器を貸し出して、来場者の飲食で活用してエコステーションで回収し、イベントごみの減量を図ります。 ・環境事業推進委員、区 G 3 0 サポーター等と協働して区役所情報発信コーナーで相談窓口を開設するとともに、自治会町内会・諸団体に向けた G 3 0 説明会を実施します。 ・環境学習で活用するため、ごみの減量・リサイクルをわかりやすく解説する（仮）「エコかるた」を製作します。
磯子事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・区民との協働によるごみ集積場所の啓発活動の実施、不適正排出者の指導強化を図るため、事務所啓発職員による恒常的な集積場所における開封調査の実施、自治会、町内会及びマンション管理組合等への分別説明会の開催及び区役所との連携による G 3 0 イベントへの積極的な参加など、G 3 0 普及啓発活動をさらに推進します。 ・燃やすごみに混入している「その他の紙」の資源化を推進するため、「その他の紙の専用保管 BOX」配付をモデル事業として約 10,000 世帯に実施します。 ・交通事故防止・安全作業に係る対策として、特に自走事故防止の徹底を職員に周知するため、朝礼時における職員の安全運転、作業意識の向上や職場全体の業務に対する活性化を推進します。
金沢事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしいまちづくりを推進するため、地域・学校・区役所などと、さらなる連携を深めごみ減量大作戦を実施します。 ・区内の大学において、新入学生のオリエンテーションや文化祭等において、説明会の開催など G 3 0 啓発活動を行います。 ・単身世帯アパートや集合住宅へのポスティング、集積場所の開封調査を実施し、さらなる分別徹底を取り組みます。 ・移動式啓発 BOX を使用しての G 3 0 キャンペーンや広報区版等で G 3 0 関連記事を掲載します。 ・地域と学校等での地域清掃活動の支援と迅速なごみ回収を実施します。 ・高齢者への訪問分別相談のほか、集積場所等での市民への挨拶や応対を親切・丁寧に行います。 

港北事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所駐車場を開放し、職員と連合町内会・区商店街連合会・小学校・国際交流ラウンジ等と協働し、「G30地域ふれあいフェスタ」を開催しG30啓発を図るとともにリユース食器を使いイベントから出るごみの発生抑制を図ります。 ・区内17大規模店舗の協力を得てマイバックキャンペーンを実施します。 ・区内13駅の商店街と協力し事業系ごみの適正指導を図ります。 ・環境事業推進委員と連携をとりながら、資源集団回収の促進を図り、家庭ごみへの紙類の混入を防ぎます。
緑事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・環境事業推進委員を対象に、G30に関する研修会を方面別に開催し、区民の自主的・自発的なG30の取組を支援します。また、将来の横浜を担う子供たちへ環境学習を実施し、地域力の向上を図ります。 ・環境事業推進委員連絡協議会と協働し、事務所の窓にグリーンカーテン(つる性の植物)を設置します。また、区や地域と協働し、廃食用油を再生利用した収集車を試験的に走らせます。さらに、発生抑制、再使用など3Rの取組として、イベント時のマイ箸やリユース食器の使用や衣類のリユース事業を実施し、ごみを減らして環境への影響を極力押える社会の実現を目指します。これらの情報は事務所の情報誌「緑ECO通信」で区民に広く広報し、G30やCO-DO30を推進します。
青葉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・区内15地区ごとに、地域の方々と連携し集積場所での早朝啓発や資源集団回収の働きかけなどを行い、ごみの減量・リサイクルを進めます。 ・区民からの要望が多いリサイクル施設の見学を企画し、区民を対象にリサイクル施設を案内し、資源物のゆくえを紹介する青葉エコツアーを実施します。 ・地域の環境リーダー育成に向け、環境事業推進委員を対象とした、エコ先生養成講座を開催します。
都筑事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・G30をさらに推進するために、これまでの区民・事業者との協働による分別の徹底に加え、発生抑制、再使用についての啓発活動を積極的に進めていきます。 ・また、職員全員が収集業務を市民サービスの一環として再認識し、収集業務を行います。 ・区民・事業者と協働で実施する各地域、各種学校、各保育園、各集合住宅等での啓発活動を増やします。 ・全職員が啓発要員としての意識をもち、各集積場所での相談、駅頭啓発、早朝啓発等を実施します。 ・G30コーディネーターが実施する啓発活動としての寸劇、各種説明会を支援します。 
戸塚事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、環境事業推進委員が協働し、小学校・保育園等を対象にした環境学習グッズ(分別ゲーム・見て学ぶ映像等)を作成し、子ども達の環境教育をさらに充実させます。 ・「正しい分別と街の美化は地域から」をテーマに地域住民と職員(啓発要員)が一体となりウォークラリー形式で地域の集積場所を回り、正しい分別方法を学び、ごみの減量や街の美化に取り組みます。
栄事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・収集部門による出前講座を小学校や幼稚園・保育園を対象に実施します。 ・区民、事業者、行政の協働でレジ袋の削減に向けた店頭キャンペーンを実施します。 ・傘の生地を再利用したマイバック製作教室を開催します。 ・廃食用油を回収し、BDFにリサイクルする事業を推進します。 
泉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増が見込まれるので、地元町内会役員や地域の環境事業推進委員の協力を得ながら、集積場所の早朝啓発や資源集団回収未実施地区に働きかけ、ごみの減量啓発を実施します。 ・従来から実施しているG30スクール(小学校・保育園対象)を拡大充実します。 ・また、中学生による職場体験学習枠も拡大し、ごみの分別の重要性についての認識の向上を図ります。 ・更に、区内で行われるイベント会場に、ごみクイズコーナーを設置し全問正解者に箸を景品として進呈し、「マイ箸」の普及を図ります。
瀬谷事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内における、分別徹底を促すために、分別ごみ箱用の収集曜日シールを作成し、啓発・指導時に配布呼びかけます。 ・区内2駅で分別徹底・定着促進の駅頭キャンペーンを行います。 ・大規模集合住宅における分別説明会等の開催。 ・G30啓発用「アルミ缶山車」を作成し、区民祭りや地域イベント等で子ども達と共にさらなる意識向上に役立つように活用していきます。
北部事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の向上を図るため、区役所等で防災パネル展示を実施します。 ・各区の地域防災拠点における防災訓練で仮設トイレのくみ取り訓練を地域区民と協働で行います。 ・区内の小中学校にG30啓発看板の作成を依頼し、北部事務所フェンスに掲出します。 
鶴見工場	<ul style="list-style-type: none"> ・工場見学会、フリーマーケットや三浦市の物産展を行う「資源循環フェスタ」を5月、11月に実施し、環境月間に詳しい工場見学を週2回実施するほか、夏休みの子供アドベンチャー2009に登録し、親子の体験学習として、工場見学、工作教室を実施します。 ・小学校に出向いて(出前講座)ビデオ上映やミーオによるクイズ大会を行う啓発授業を行います。
保土ヶ谷工場	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月3日に行っている、工場ふれあい祭りについて展示物を充実し、また通常の工場見学では見られない場所を案内し、より一層のG30啓発活動を実施します。 ・ほどがや花フェスタや区民祭りのイベントに積極的に参加し、焼却の仕組みや分別について啓発活動に取り組みます。 ・小学校や自治会等に出向き、環境学習について出前教室を実施します。 ・昨年度から新たに夏休み期間中に実施したアルミ缶やペットボトルを利用した親子工作教室を継続し資源の有効利用を呼びかけます。
旭工場	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理の仕組みから環境負荷の低減、3Rの推進を市民の方に分かり易く知っていただくため、また、焼却工場をより身近に感じていただくために「G30ひろば」の開設と「かながわサイエンスサマー」や「新発見!旭工場ふれあい見学会」などの市民啓発イベントを開催します。 ・更なるごみの減量と焼却炉の安定稼働を図るため、「厨芥類の水切り励行」を旭工場のホームページ上や市民の方が工場見学・G30ひろばを利用される機会を通して啓発を行います。
金沢工場	<ul style="list-style-type: none"> ・「G30ひろば金沢」に、多くの方に来場していただくようPRを行い、再び来場していただけるよう、展示物の充実や工夫を行います。 ・近隣施設と連携して各種の催しを含めた工場見学会を実施するほか、金沢区主催等のイベントへ参加しG30啓発活動を実施します。
都筑工場	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの方々に来場していただくように「G30ひろば つづき」の展示物や情報を更新します。そして工場見学者やひろばへの来場者を通じて「ごみ減量の大切さ」、「焼却工場の役割」等について、理解・協力を呼びかけます。 ・各種イベントへの参加、環境出前教室及び夏休み期間中の「子どもアドベンチャー2009」などを実施し、市民の方々に幅広くPRを行うなど「G30」を推進します。
資源開発室	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ組成調査の結果をわかりやすくホームページやイベント等で公表し、分別収集への協力をお願いしていきます。 ・G30の推進による環境負荷低減効果について、ごみ量の減少に加え資源化等の効果を含めて総合的に試算し、わかりやすくホームページやイベントで公表し、分別収集への一層の協力を求めていきます。
車両課	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬における環境負荷の低減を図るため、収集車両等に排気ガス規制に適合した車やハイブリッド車等の低公害車を19台導入します。 ・ザ横浜パレード(横浜国際仮装行列)に参加しG30のPRを行います。

重点施策 2 市民サービスアップ・さらなる運営の効率化

市民満足度を高めるため、さらなる市民サービスアップと運営の効率化、そして「清潔できれいなまち・ヨコハマ」の実現に向け、生活環境の保全と地域の美化を推進します。

市民サービスの向上と地域社会への貢献

家庭ごみふれあい収集事業

小中学生を中心とした地域のボランティアの協力を得ながら、ごみの持ち出しが困難な一人暮らしの高齢者、障害のある方を対象として、玄関先までごみを取りに伺う家庭ごみの『ふれあい収集』を実施します。



狭路収集事業

道幅が狭く、ごみ出しが不便な地域を対象に、軽トラックによる収集を実施します。

地域防犯への取組

神奈川県警察と連携しながら、収集車から防犯の呼びかけを行うとともに、不審者については迅速に警察への通報を行うなど、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて貢献できるよう取り組みます。

救急救命技術の取得・向上

すべての収集職員が救命技術を習得し、収集作業中に事故や急病に遭遇した場合に、応急手当を行える体制を維持するとともに、技術の向上を図ります。



災害対策

災害時のトイレ対策を充実させるため、市内の地域防災拠点及び広域避難場所にトイレパックの備蓄を増やします。

収集車等の低公害化

地球環境に配慮し、収集運搬における環境負荷の低減を図るため、収集車両等に排気ガス規制に適合した車やハイブリッド車等の低公害車を 19 台導入します。



地域還元

一生懸命 G 3 0 に取り組んでいただいている方々や地域に、感謝するとともに、成果を実感していただき、さらなる行動へとつながっていくよう、資源物の売却収入の一部を原資として、G 3 0 の成果を地域へ還元します。

きれいなまちづくり

クリーンタウン横浜事業

5 地区（横浜駅周辺地区、みなとみらい 2 1 地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区）を喫煙禁止地区指定し、違反者に対して罰則を適用（過料 2,000 円）しています。



今年度は、実施状況を検証しながら、既存区域の拡大や新たな地区指定について検討します。

都心部及び各区美化推進重点地区等での美化活動を推進します。

不法投棄防止対策の推進

各区に設置した「不法投棄防止対策会議」において、警察等関係機関が一体となって不法投棄の防止対策と投棄物の早期処理等を実施します。

不法投棄された家電は家電リサイクル法に基づき、またパソコンは資源有効利用促進法の趣旨に沿って、それぞれリサイクル処理します。

放置自動車対策の推進

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の発生を防止するとともに、廃物認定前に一時移動を行うなど、迅速な撤去・処理を行います。

民間委託の推進

家庭ごみ収集運搬業務委託

家庭ごみの収集運搬業務の効率化を図るため、引き続き西区、中区、栄区の家庭ごみの全品目の収集運搬業務を民間委託するとともに、今年度は、新たにプラスチック製容器包装の収集運搬業務を7区（鶴見区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区）で民間委託します。

粗大ごみ収集運搬業務委託

粗大ごみの収集運搬業務について、市内18区を5つのエリアに分け、4つのエリアを民間業者へ、1つのエリアを財団法人横浜市資源循環公社に委託します。

公衆トイレ日常清掃業務委託

公衆トイレ日常清掃の民間委託について清掃の質を維持するよう、指導を行います。



財源の確保

発電電力の売却

発電効率の高い工場の焼却割合を増やし、売電電力量の増加を図るとともに競争入札による売却を行うなど、売電収入のより一層の確保に努めます。

資源物の売却

市況の影響を受けやすい品目である金属類や古紙については、市況の変動に対応するため契約期間を短期とするなど、売却収益のより一層の確保に努めます。

重点施策3 ごみの資源化・適正処理の推進

減量・資源化を促進し、それでもなお残るごみを安全かつ安定的に処理・処分します。また、産業廃棄物についても、平成18年4月に策定した「第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画」に基づき、G30プランと連携した減量・リサイクル、適正処理を進めます。

資源化の促進

プラスチック製容器包装リサイクルの促進

市民・事業者・行政が協働して、情報交換・普及啓発等を行い、より効率的なプラスチック製容器包装のリサイクルを実現するため、昨年度に引き続き地域連携モデル事業（通年）を港南・磯子・金沢区で実施します。

資源物の確実なリサイクルの促進

分別収集した資源物のリサイクルについて履行確認します。

従来、独自売却していたペットボトルについて、本市が直接リサイクル履行確認を行うことが可能となったことから、より安定的かつ確実にリサイクルを行うため、ペットボトルの全量を指定法人（日本容器包装リサイクル協会）へ引き渡します。（通年）

家庭での生ごみの資源化の推進

家庭での生ごみの減量化・堆肥化を進めるため、家庭用電気式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を実施します。

資源集団回収の促進

市民と事業者の自主的な減量・リサイクル活動である資源集団回収を促進するため、実施団体及び回収業者に対し、奨励金を交付します。また、未実施地域や行政回収への排出が多い地域へ実施の働きかけを行います。

焼却灰の有効利用

金沢工場の焼却灰の溶融スラグ化と溶融飛灰資源化を実施します。

また、PFI手法を用いた焼却灰セメント原料化事業については、磯子区杉田五丁目の用地を事業用地として、環境影響評価の手続きを進め、今年度は入札・契約の手続きを進めます。

市民の皆さんに分別していただいた古紙や缶・びんなどの資源物は、リサイクルを行う民間事業者に売却を行っています。

プラスチック製容器包装やペットボトルは容器包装リサイクル法に基づき日本容器包装リサイクル協会において材料リサイクルやケミカルリサイクル（ガス化：アンモニア原料など）を行っています。



ごみの適正処理

環境保全対策

焼却工場では、最新技術による排ガス処理を実施し、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制します。さらに、工場排水についても、浄化処理を行うなど、工場周辺の環境に影響を与えないように環境保全対策を推進します。

最終処分場では、ごみの飛散防止や臭気対策、浸出水の高度処理等を実施し、環境調査により環境保全対策を検証するとともに、調査結果を局ホームページ等により市民に公表していきます。

南本牧ふ頭第5ブロック処分場の整備

廃棄物最終処分場の長期安定的な確保に向けて、南本牧ふ頭第5ブロック内で新規処分場の整備を進めます。

神明台処分地跡地の整備

神明台処分地の既に埋め立てが終了している区域で、地元住民を対象に暫定的に開放している野球場やサッカー場、多目的広場等の管理運営を行います。また、今年度は、150万本植樹行動の一環として、この区域の一部を対象に約1万本の苗木等を植樹し、緑化を図ります。

保土ヶ谷工場のバックアップ工場化

効率的な工場稼働体制と将来の安全で安定した処理体制の確保に向けて、平成22年度から保土ヶ谷工場を一時休止し、バックアップ工場として活用し、この間の効率的な収集を行うため、中継輸送施設を整備します。



産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の減量化、資源化の推進

多量排出事業者等への自主管理計画の策定指導や説明会の開催を通じて、事業者の自主的な取組を進めていきます。

建設リサイクル法や自動車リサイクル法に基づく指導を通じて、廃棄物の再資源化を進めます。

産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を推進するため、国の優良性の判断に係る評価制度に基づき優良処理業者の育成を進めます。また、排出事業者や処理施設等への立入調査等を定期的実施するとともに処理業等の許可申請に係る審査を厳正に進めます。

アスベスト廃棄物やダイオキシン類による汚染などで生活環境に支障が生じないように排出事業者や処理業者に対し適正処理に係る指導・啓発を進めます。

産業廃棄物に起因する不適正処理事案に対して、収集事務所と県警OBを中心とした専従機動班が連携して、迅速な対応を図るとともに、悪質な事案に対しては厳正な措置を講じることにより不適正処理の改善を図ります。

戸塚区品濃町産業廃棄物処分場対策

今年度は、廃棄物の崩落・飛散流出防止のための擁壁築造や廃棄物整形等の改善工事を実施します。工事実施に当たっては、住民への事前周知を行うとともに工事の安全監理に努めます。

処分実行者への責任追及については、財産等の調査を実施し、求償手続の年度内での終了を目指します。

排出事業者への責任追及については、これまでに収集した産業廃棄物管理票などのデータを基に、違法搬入に関する調査を進め年度内での終了を目指します。



新たなG30プランの策定に向けた取組

G30プランで、これまで実施してきた様々な施策・事業の振り返りやごみ量実績の分析など、G30プランの検証を行ったうえで、課題を整理し、次期プランの施策展開を検討します。

また、第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画の策定に向けた準備を進めます。

